違反処理文化の継承
非特定防火対象物への命令事例

吹田市消防本部 消防司令補 沼田頌大

OSAKA WHEEL

はじめに

当消防本部の記事が掲載されるのは、ありがたいことに初めてではない。2016年５月号以来、約７年ぶりである。そこでは公表制度の施行に伴う長期未査察対象物の違反処理について述べていた。それから７年の時が経過した。今回は非特定防火対象物への命令事例とともに違反処理に対する想いを述べていきたい。

本市の予防体制

当消防本部は職員369名、１本部、４消防署で構成されている。

当消防本部には、本部内に予防グループがあり、予防グループは消防設備担当（６名）と危険物保安査察担当（３名）に分かれている。消防設備担当は消防同意や審査・検査全般を行っており、危険物保安査察担当は、危険物製造所等の

許認可や保安三法に関する業務、立入検査等の統括を行っている。

なお、立入検査及び違反処理（以下「査察」という。）は主に４消防署の予防査察係（各署日勤者２～４名）が実施しており、隔日勤務である警防隊も実施している。

市内の防火対象物数は約１万１千件である。

人事異動は突然に

こんな消防人生は予想していなかった。消防を志望したきっかけは、私が大学生のときに流行っていた救助系の映画を見て憧れたことだった。「救助隊になってオレンジ色の服を着たい。」しかし、その夢は叶っていない。消防学校卒業後３年半が経過し、「４月から予防な。」と言われてから９年が過ぎた。偶然、私が予防業務に就いたのと同じ時期に生まれた娘はもう９歳になった。娘にとって消防官は24時間勤務のイメージがあるのか「なんでパパは毎日帰ってくるの？」と私の職業を「消防官」だとあまり信じてくれないのが、少し辛い。夢は叶っていないが、今ではこの予防業務に「誇り」を持てるようになった。

「査察」のイメージ

私が初めて予防業務に従事した部署は本部の消防設備担当であった。消防同意や消防用設備等の審査・検査で期限に追われる毎日を送っていた。そんな生活も５年が経過し、消防署の予防査察係へ異動となった。当時の私は「査察」を甘くみていた。消防設備担当で培った知識で何とでもなると「恥ずかしいくらい」の慢心をしていた。

無論、そんな慢心はすぐにへし折られた。

立入検査へ行くと、

「あんたの説明何言ってるか全然わからんわ。」

「そんな法令用語ばっかり使ってこっちは専門家ちゃうねんで。」

ふり返れば自分にとっていい経験であったが、当時はとてつもなく悔しく、情けない自分に腹がたっていた。モヤモヤした気持ちでしばらく勤務していたところ、事務所に置かれていた本誌の違反是正について取り上げられている記事を拝読した。

「なんて熱い世界なんや。」

憧れすら抱いた。自分もこうなりたい。こうなるために自分はどうすべきか。今までの行動を変えなければならない。素直にそう思った。

査察の変換期

違反対象物に係る公表制度が始まることに伴い査察体制が大幅に変更された。本市には、立入検査未実施対象物が多数存在したことから、各消防署管内の防火対象物を３分割し、３年に１回査察を実施する「サイクル査察」を開始した。

また、重大な消防法令違反に対し、違反是正が確認されるまで実施する「消防長指針査察」を導入した。消防長指針査察は公表対象である防火対象物が指定されており、早期是正を促すため、導入以降、それまで消極的であった違反処理が積極的に行われた。

この２つの方策と違反処理を行ったことにより公表対象である特定防火対象物の重大違反は、平成30年度末時点でゼロになった。

取り残された非特定防火対象物

私が署の予防査察係へ異動した平成31年度は前述のとおり特定防火対象物の重大違反はゼロであった。これは先人の努力の賜物である（2016年５月号）。

しかし、非特定防火対象物の重大な消防法令違反はまだ複数件あった。

「非特定にはまだ手がまわっていないのかな。」疑問に思い上司に尋ねてみたところ、予想外な答えが返ってきた。

「非特定の違反処理は他の消防本部もあまりやってないし。」「非特定に違反処理やって是正しなかったらどうする？」

この時、私は強く思った。

「絶対是正させてみせる。」

今まで感じたことのない使命感が湧いてきた。

遅すぎた気付きであるが、査察において最重要なのは、「是正させる強い気持ち」である。

倉庫外観

倉庫内観

非特定防火対象物への命令事例

【防火対象物概要】

用途：倉庫(14)項

階数・構造：地上２階建て・その他構造

１階：390㎡(普通階)

２階：270㎡(無窓階)無届増築

延べ面積：660㎡

【違反事項】

屋内消火栓設備未設置(２階部分)

自動火災報知設備未設置(防火対象物全体)

【関係者】

所有者Ａ(個人所有)

占有者Ｂ(株式会社M代表取締役・所在は愛知県)

担当者Ｃ(株式会社M大阪支店代表者)

○平成30年４月13日(違反覚知)

立入検査を実施し、占有者が株式会社Mへと変更されていることを確認。倉庫として使用しており、２階を増築したことにより、上記違反が生じていた。立入検査結果通知書を占有者Ｂ宛に交付し、是正を促した。占有者は、違反事項に対して改善する意思を示していた。

○令和２年１月21日(違反処理に向け、２回目の立入検査)

状況に変更は無く、違反は是正されていなかった。前回の立入検査から約１年半も期間が経過してしまったのは大きな反省点である。この１年半は電話連絡が主なやりとりであった。占有者側の対応は、設備を設置するか、２階の床を撤去するか、二転三転しているような状況であった。このことから、担当者Ｃに違反処理へ移行

株式会社Ｍ大阪支店倉庫　消防法令是正指導時系列

平成30年４月13日	違反覚知。２階屋内消火栓設備未設置及び防火対象物全体に自動火災報知設備未設置違反(通知書交付)
令和２年１月21日	消防長指針査察として立入検査実施。現地の状況は変更無し(通知書交付)
令和２年３月17日	建築部局同行で現地確認するも是正されておらず。 担当者Ｃに警告書(占有者Ｂ宛)を手交
令和２年３月18日	所有者Ａに警告書を手交
令和２年６月22日	担当者Ｃに命令書(占有者Ｂ宛)を手交
令和２年６月23日	所有者Ａに命令書を手交
令和２年７月７日	是正完了

する旨を伝えた。しかし、ここで違反処理において最も重要と言える「名宛人」について失念していることに気付いた。当消防本部がこれまで連絡をとってきたのは、占有者のみだったのだ。急いで登記簿の申請により所有者を確認し、所有者Ａにこれまでの経過を説明した上で、立入検査結果通知書を交付した。

その後、担当者Ｃから「違反処理を行うと言われたが、２階について他の地域でも同じようにしているが、階として取扱われたことがない。行政によって取扱いが違うのはおかしい。」と申し出があった。不安要素を取り除くために、当市の建築部局へ合同立入検査を依頼した。

○令和２年３月17日

建築部局と合同で立入検査を実施し、階算定等の助言を受け、所有者Ａ及び占有者Ｂの両名に警告書を交付。期日は令和２年６月22日までとした。是正についての方向性は２階を削減し、消防用設備等の設置義務が生じないように改修するとのことだった。

その後、政府から新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、大阪府も対象地域となった。緊急事態宣言期間中は、現地への立入検査を自粛するよう指示が出た。そのため、電話での確認が主なやりとりであったが、警告の履行期限が迫っていたときに担当者Ｃから「是正したので、いつ確認しにきてもらってもいいですよ。」と連絡を受け、現地確認へ建築部局と共に向かったところ、２階の状態がグレーな状態であった。

グレーな状態とは、２階の床を一部すくような形であったのだ。建築部局と合同立入検査を実施した現地での判断は難しく階算定や床面積の取扱いについて保留した。

○令和２年６月22日

建築部局から「２階部分に作業性があるため、階や床面積は通常通りの算定で問題ない」と連絡を受け、占有者Ｂ宛の命令書を担当者Ｃに手交。翌日所有者Ａに命令書を手交。

○令和２年７月７日

２階の床を一部減らすことにより、是正完了。命令書を交付してから約２週間で是正に至った。

本事案では設備を設置する形ではなく、設置義務を生じさせないことでの是正となった。

その後も３年に１度ある「サイクル査察」において是正時と状況の変更が無いことは確認している。

是正のために必要な違反処理

私が本事案を通して何より実感したのが違反

グレーな状態

是正後

様式第５の３号（第９条関係）

２吹消西第●●●●号
令和２年６月２２日
（２０２０年）

愛知県●●市●●区●●町●●番●●号
●●株式会社
代表取締役　●●　●●　様

吹田市西消防署
署長　●●　●●　㊞

命　令　書

所在地　吹田市●●●丁目●●番●●号
名　称　株式会社M　大阪支店　倉庫
用　途　倉庫

上記対象物は、消防法第１７条第１項違反と認めるので、消防法第１７条の４第１項の規定により、下記のとおり命令する。
なお、本命令に従わない場合は、法律により処罰されることがある。

記

1　命令事項
(1)　令和２年９月２２日までに、２階に屋内消火栓設備を設置すること。
(2)　令和２年９月２２日までに、自動火災報知設備を設置すること。
2　命令の理由
(1)　２階部分は、屋内消火栓設備の設置義務があるにもかかわらず、当該設備が設置されていないこと。（消防法第１７条第１項、消防法施行令第１１条第１項第６号）
(2)　建物全体に、自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず、当該設備が設置されていないこと。（消防法第１７条第１項、消防法施行令第２１条第１項第４号）

なお、本命令を交付する理由は、２階部分の増床において所有権を賃借人が有する可能性があるため。

命令書

所有者側
なお、本命令を交付する理由は、２階部分の増床において所有権を賃貸人が有する可能性があるため。

占有者側
なお、本命令を交付する理由は、２階部分の増床において所有権を賃借人が有する可能性があるため。

処理の必要性についてである。立入検査結果通知書交付の段階では、防火対象物関係者は改善意志を示していたものの、具体的行動は見られない状況であった。しかし、「違反処理」へ移行してからは、関係者の行動はスピードを増した。これは紛れもなく「違反処理」へ移行したことによるものだろう。立入検査結果通知書等の行政指導で是正することもあるだろう。消防からすると、そんな関係者ばかりであれば願ったり叶ったりである。しかし、残念なことにそんな関係者は少ないのが現実である。本事案も同様であった。

「違反処理」は消防が持っている違反是正に導くための必要不可欠なツールなのである。時機を逸することなく、行使する必要がある。

名宛人の特定

本事案では名宛人の特定に苦慮した。理由は増築した２階にあった。

一般的に建物に固定される消防用設備等が未設置の場合、所有者が名宛人となる。だが本事例において、違反の原因となる２階部分を増築したのは「占有者」であるため、名宛人はどちらになるのか判断に迷いが生じた。

そこで消防庁が行っている弁護士相談事業を活用したところ、２階の所有権の帰属先について判断が容易ではなかったため、交付理由に「２階の増築部分について賃借人（賃貸人）が所有権を有する可能性があるため」という文言を追記したうえで命令書を交付した。

建築部局と組んだスクラム

本事例において、１つのキーポイントは本市の建築部局と合同査察を実施できたことだと感じる。以前から建築基準法関係が伴う違反は都度、助言を求めていた。本事案も同様に消防だけで判断せず、建築部局に協力を依頼していたことがよかった。警告時・命令時ともに査察に御協力いただいたことを感謝する。関係部局と連携した立入検査は我々にとって武器となるため、これからも積極的に依頼したいところである。

ワンチーム

ラグビー日本代表の活躍で着目され、流行語大賞になった言葉である。「ワンチーム」とは、同じ目的に向かって努力できるチームという意味である。

違反処理は１人で行うわけではない。組織で行うのである。組織が「ワンチーム」でなければ、違反処理を行ってもうまくいかない。

「あいつに任せといたら大丈夫やろ。」

「この物件は●●さんの担当やから、自分はど

はしご車

救助工作車

んな違反処理状況かわかりません。」

こんな状況では絶対に違反処理はうまくいかない。

情報を共有し、協議する。当たり前のことであるが、意外とできていないことが多い。本市でも未だに散見されるのが現状である。

協議した結果、意見の相違があって当然である。時には、衝突もあるだろう。納得いくまで話し合い、意見をすり合わせればいいではないか。「ワンチーム」は仲良しこよしのチームではない。

もう一度言おう。ワンチームとは、同じ目標に向かって努力できるチームだ。私は本市がワンチームになるまで、この考えを訴え続けたい。

違反処理文化づくり

全国的に違反処理文化が消防の規模に関わらず、つくられつつあると感じている。本市でも先人が文化の礎を築いた。感謝している。違反処理文化はこれからの消防に間違いなく大事な文化となる。しかし、現状はまだ深く根付いていない。これから如何に成長させていくかは、我々にかかっている。こんなやりがいのある仕事は消防の中でも他にないのではないか。そんな状況下で本業務に携われていることは、非常に幸運だと感じる。必ず違反処理文化を定着させ、吹田市の安心・安全な都市（まち）づくりの一助になりたい。

「前へ」

本市で令和４年度は命令を３件（危険物の除去命令１件を含む。）、警告を30件実施した。これまでの本市の違反処理で最多の件数となった。喜べる結果ではないが、是正させた数であるのも事実である。残念ながら是正しても新たに生まれ、違反は無くならないだろう。無くならないからこそ我々がいるのだ。違反処理こそ我々の力の見せどころではないのか。違反是正させるために行動を変えよう。違反処理が当たり前の文化になるように先人から伝えられた文化を引き継ぎ、常にブラッシュアップされた文化にしてさらに次世代へ継承していきたい。なぜならばこの「査察」に「誇り」を持っているからだ。前へ。